




20年 11月18日(水)

会長	常務理事 兼事務局長	センター所長	事務局長	検査員	事務総長	担当
						

伺) 本内容を本会HPに掲載してよろしいか

畜 号 外  
令和2年11月17日

全国農業協同組合連合会岩手県本部長  
 一般社団法人岩手県畜産協会会長理事  
 一般社団法人岩手県獣医師会長  
 公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事  
 一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長  
 岩手県動物薬品器材協会会長

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

鹿児島県で採取された野生水きんのねぐらから採取された水から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底についてこのことについて、農林水産省から別添のとおり、公表されましたので、お知らせします。

つきましては、養鶏場に立入する際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御配慮願います。

なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ホームページに掲載されております。

農林水産省ホームページ

ホーム > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報  
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



【振興・衛生担当 (熊谷) TEL019-629-5729】

事務連絡

令和2年11月13日

都道府県家畜衛生主務課長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課家畜防疫対策室長

鹿児島県で採取された野生水きんのねぐらから採取された水から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

日頃から家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（3例目）に伴う監視体制の強化の再徹底について」（令和2年11月11日付け2消安3584号農林水産省消費・安全局長通知）等累次の通知により、万全を期すようお願いしているところです。また、本病の今シーズン4例目となる発生が本日確認されております。

このような中、本日、環境省から鹿児島県出水市で採取された野生水きんのねぐらから採取された水から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出された旨、別添のとおり連絡がありました。

つきましては、畜産関係者に対し、このことについて情報提供するとともに、改めて、関係機関や関係団体と連携の上、家きん飼養者、獣医師等に対して、飼養衛生管理基準の遵守及び異常家きんの早期発見・早期通報の徹底について、再度、指導又は助言をお願いします。

また、農場において本病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて、緊急連絡先の確認、必要な人員の確保、防疫資材の備蓄状況・調達先の確認、埋却地等の確保をしていただくとともに、防疫措置従事者の感染防止・健康管理に対応するため、公衆衛生部局及び精神保健主管部局との連携体制についても御確認いただきますようお願いいたします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>）にて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いいたします。

## 鹿児島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内2例目）

<鹿児島県同時発表>

令和2年11月13日（金）

鹿児島大学が実施した検査により、11月9日（月）に鹿児島県出水市で採取した環境試料（水）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出（陽性）された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

### 1. 経緯

- 11月9日（月） ・鹿児島県出水市で環境試料（水）を採取
- 11月13日（金） ・鹿児島大学が検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出
  - ・採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

### 2. 今後の対応

- (1) 鹿児島県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html))に掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (3) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

### 3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていたら、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/2017yachotonosessikata.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

## 【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

## 【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

環境省自然環境局野生生物課	
鳥獣保護管理室	
直通	03-5521-8285
代表	03-3581-3351
室長	川越 久史 (内線 6470)
企画官	立田 理一郎 (内線 6465)
係長	小西 美代 (内線 6477)
担当	近藤 千尋 (内線 6676)

## 鹿児島県の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内3例目）

<鹿児島県、熊本県同時発表>

令和2年11月17日(火)

環境省が実施している野鳥の糞便調査において、11月5日（木）に鹿児島県出水市で採取した検体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出（陽性）された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

### 1. 経緯

- 11月5日（木） ・鹿児島県出水市で野鳥糞便を採取
- 11月10日（火） ・国立環境研究所で遺伝子検査を実施した結果、A型インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応
- 11月17日（火） ・鹿児島大学が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出
  - ・採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

### 2. 今後の対応

- (1) 鹿児島県、熊本県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)に掲載) に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (3) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

### 3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていたら、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/2017yachotonosessikata.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

**【取材について】**

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

**【添付資料】**

(別紙) 今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等

**【参考情報】**

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直通	03-5521-8285		
代表	03-3581-3351		
室長	川越 久史	(内線 6470)	
企画官	立田 理一郎	(内線 6465)	
係長	小西 美代	(内線 6477)	
担当	近藤 千尋	(内線 6676)	

今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等  
(令和2年11月17日14:00現在)

番号	都道府県	市町村	試料	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	野鳥監視重点区域指定状況
1	北海道	紋別市	野鳥糞便	10/24	—	—	10/30 (陽性) H5N8 亜型	指定 10/30
2	鹿児島県	出水市	環境試料(水)	11/9	—	—	11/13 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
3	鹿児島県	出水市	野鳥糞便	11/5	—	11/10 (陽性)	11/17 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/17

※今回の案件は太枠内となります。

## 鹿児島県の死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザ 遺伝子検査陽性について

<鹿児島県同時発表>

令和2年11月17日(火)

鹿児島県出水市で、11月15日(日)にオナガガモ1羽、16日(月)にスズガモ1羽の死亡個体が回収され、遺伝子検査を実施したところ、本日、A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応が出た旨の報告がありました。

この報告を受け、回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

### 1. 経緯

11月15日(日) ・鹿児島県出水市でオナガガモ1羽の死亡個体を回収

11月16日(月) ・鹿児島県出水市でスズガモ1羽の死亡個体を回収

11月17日(火) ・鹿児島大学で遺伝子検査を実施した結果、それぞれの死亡個体からA型鳥インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応を確認  
・採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

※ 今後、鹿児島大学において高病原性鳥インフルエンザウイルスの確定検査を実施予定ですが、検査結果の判明まで1週間程度かかる見込みです。

※ 現時点では、遺伝子検査により陽性が確認された段階であるため、病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。

※ 確定検査の結果、陰性となることもあります。

### 2. 今後の対応

- (1) 鹿児島県と調整の上、これまでに野鳥監視重点区域として指定済みの区域と併せて、引き続き、野鳥の監視を強化します。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html))に掲載)に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (3) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、11月5日付けで最高レベルとなる「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。



### 3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていたら、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。
- (2) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/2017yachotonosessikata.pdf](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf)

#### 【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

#### 【添付資料】

(別紙) 今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等

#### 【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

([http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/index.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html))

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
直通	03-5521-8285		
代表	03-3581-3351		
室長	川越 久史	(内線 6470)	
企画官	立田 理一郎	(内線 6465)	
係長	小西 美代	(内線 6477)	
担当	近藤 千尋	(内線 6676)	

今シーズンの野鳥における鳥インフルエンザ検査状況等  
(令和2年11月17日14:00現在)

番号	都道府県	市町村	試料	回収日	簡易検査	遺伝子検査	高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査	野鳥監視重点区域指定状況
1	北海道	紋別市	野鳥糞便	10/24	—	—	10/30 (陽性) H5N8 亜型	指定 10/30
2	鹿児島県	出水市	環境試料 (水)	11/9	—	—	11/13 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/13
3	鹿児島県	出水市	野鳥糞便	11/5	—	11/10 (陽性)	11/17 (陽性) H5N8 亜型	指定 11/17
4	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (オナガガモ)	11/15	陰性	11/17 (陽性)	確定検査機関で 検査予定	指定 11/17
5	鹿児島県	出水市	死亡野鳥 (スズガモ)	11/16	陰性	11/17 (陽性)	確定検査機関で 検査予定	指定 11/17

※今回の案件は太枠内となります。